

令和4年第1回阿武町議会臨時会 会議録

令和4年1月28日(金曜日)

開会 14時00分～閉会 14時26分

議事日程

開会 令和4年1月28日(金) 午前9時

開会の宣告

議長諸般の報告

町長あいさつ

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 令和3年度阿武町一般会計補正予算(第7回)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)

1番	米	津	高	明
2番	上	村	萌	那
3番	白	松	靖	之
4番	西	村	容	子
5番	松	田		穰
6番	池	田	倫	拓
7番	市	原		旭
8番	末	若	憲	二

欠席議員 なし

説明のため出席したもの

町長	花	田	憲	彦
副町長（総務課長事務取扱）	中	野	貴	夫
教育長	能	野	祐	司
まちづくり推進課長	藤	村	憲	司
健康福祉課長	羽	鳥	純	香
戸籍税務課長	工	藤	茂	篤
農林水産課長	野	原		淳
土木建築課長	高	橋	仁	志
教育委員会事務局長	藤	田	康	志
会計管理者	近	藤		進
福賀支所長	佐	村	秀	典
宇田郷支所長	水	津	繁	齊

欠席参与 **なし****事務局職員出席者**

議会事務局長	俣	野	有	紀
議会書記	矢	次	信	夫

開 会 9時00分

開会の宣告

○議長（末若憲二） 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼「こんにちは」ご着席ください。開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

1月も早28日を迎え1月が終わろうとしております。日にちの経つのは早いものだと感じております。今年の年明けは穏やかな天候に恵まれて、素晴らしいスタートと思われましたが、ここに来て新型コロナウイルスのオミクロン株が年初めはわずか数人でありましたが、今では全国に感染が広まったことにより、各地でクラスターが発生し、日本全体が医療体制や介護体制が危機に陥っております。山口県でも連日300人から400人以上の感染者の発表があり、隣の萩市においても、老人福祉施設や修学前施設でクラスターが発生し、阿武町でも1月13日に関係者1人が感染されたと発表がありました。しかし、その後の感染者は出ていないので、町民の皆様のコロナ対策への努力に感謝しております。一方、まん延防止等重点措置が今月いっぱいまで、山口県岩国市、和木町に出ていましたが、これが来月20日まで延長され県下全域に拡大され、阿武町も対象となります。3回目のワクチン接種をはじめしっかり対応しなくてはと思っております。

そんな中、本日令和4年第1回阿武町議会臨時会が招集されました。議員各位には応召ご出席いただきましてありがとうございます。本日の議案は、新型コロナウイルス関係の補正予算1件ではありますが、議員各位の慎重なるご審議をお願いいたしまして開会の挨拶とさせていただきます。

○議長 本日の出席議員は8人全員です。ただ今より令和4年第1回阿武町議会臨時会を開会します。これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配布されているとおり議案説明、質

疑、討論、採決です。

議長諸般の報告

○議長 これより日程に入るに先立ち、過ぐる12月8日開催の令和3年第6回阿武町議会定例会以降、本日までの会議等を含め諸般の報告を行います。

1月2日、令和4年阿武町成人式が町民センターで行われ、本職及び副議長が出席しました。1月8日 阿武町消防出初式が町民センター及び道の駅下漁港で行われ、議員各位ご出席されたことはご高承のとおりであります。以上で諸般の報告を終わります。

町長あいさつ

○議長 ここで、本臨時会の開会にあたり、町長が挨拶を行います。町長。

○町長（花田憲彦） 令和4年初の議会（臨時会）となりますが、議員各位におかれましては、公私ともにご多繁の中を、応召ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、先ほどもありましたが、今年の年始は、天気の良い穏やかな日が続いたところではありますが、新型コロナにつきましては、オミクロン株による感染が急拡大を続け、連日のように過去最多を更新する中で、一昨日からは、国内の新規感染者も全国で7万人を超え、今後更に8万人或いは10万人を超えても不思議ではない、正に、ピークアウトには程遠い状況にあります。この間、政府において、9日から沖縄、広島、山口3県に「コロナ対応改正特別措置法」に基づく「まん延防止等重点措置」が適用され、その後も21日からは、13都県を追加。更に昨日27日からは、要請のあった全18道府県が追加され、これにより「まん延防止等重点措置」の対象区域は、34都道府県に広げられたところでもあります。こうした中、山口県内ではありますが、19日に320人の感染者

を記録して以来、300人台を更新する日が続き、ここに来て400人を超える状況に至り、一昨年3月以降の累計新規感染者数も1万1千人を超えるなど、県内全域で大変な勢いで感染が拡大し、同時に、医療提供体制への負荷が高まりつつあることから、県では「まん延防止等重点措置」の対象区域の全県への拡大及び期間の延長が国に要請され、来る2月1日から、対象区域が現行の岩国市、和木町を含む県内全域に拡大され、期間も2月20日まで延長されることとなったところであります。また近隣では、萩市において、高齢者施設や修学前施設でクラスターが発生しており、本町においても感染者が出るなど、予断を許さない状況となる中で、町民の皆さんには、防災行政無線、広報、また町のホームページ等を通じて一層の注意喚起を行うほか、公共施設の貸し出しの休止をはじめ、外出や会合の自粛など、感染対策への一層の徹底を呼び掛けるとともに、本日予定しておりました「新春懇話会」が正にそうではありますが、町が関係する行事やイベント等についても、特別なものを除いて、延期や中止を余儀なくされているところであります。ただ一方では、こうした厳しい状況の中ではありますが、町民の日常的な社会生活は維持していかなければなりませんし、地方創生への取り組みも、止まることなく着実に前へ前へと進めていかなければなりません。私といたしましては、繰り返しになりますが、今後もワクチン接種をはじめ、コロナ対策には万全を期した上で、一方でコロナとの折り合いを付けながら、現下の厳しさを乗り越えて、進めて来た地方創生の取り組みをしっかりと進め、新たなステージへと昇華させなければならないというふうに思っております。

こうした中、「まちの縁側事業」においては、阿武町の地方創生の拠点となる「ビジターセンター」と「ABUキャンプフィールド」が、いよいよ3月12日にグランドオープンの予定であることは、議員各位もご案内のとおりであります。現在は、スタッフの研修をはじめオープンに向けた準備を鋭意進めてい

るところであります。今後、「町民解放デイ」をはじめ、「内覧会」や「レセプション」等々のオープンに向けた行事も多く控えておりますし、また、オープン後は、ここを拠点として、町に人を呼び込み町内各地区に人を誘い、道の駅との相乗効果により農林水産物の売り上げを伸ばし、移住・定住・そして関係人口の増加を図る中で、地域内循環を促進しながら「稼げる町」の実現を目指して参る所存でありますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本臨時会でご審議をお願いいたします議案につきまして、その概要を簡単にご説明申し上げますが、今回の議案は、新型コロナ対策として住民税非課税世帯等に対して、世帯あたり10万円を給付する国の「臨時特別給付金事業」に係る一般会計補正予算の1件のみでありまして、詳細につきましては、後ほど担当参与からご説明いたさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、本町の3回目のコロナワクチン接種の進捗状況について若干触れておきますが、医療関係者及び高齢者福祉施設入居者へのワクチン接種は、既に完了しております。今後は、高齢者、そして一般ということになる訳であります。来月1日から福賀診療所で開始いたしまして、奈古・宇田郷地区の集団接種につきましては、9日から順次受けられるように準備を進めております。早い方については、既に通知も発出しているというふうに聞いております。今後は、ウイズコロナによる消費動向や経済の回復にも期待し、また、必要に応じ町独自の施策展開も考慮しながら、オール阿武町で新たなステージに向かうよう努めて参る所存でありますので、議員各位のご理解、ご協力を重ねてお願いを申し上げまして、開会にあたりましてのご挨拶といたします。

○議長 以上で町長の挨拶を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、7番、市原 旭君、1番、米津高明君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定を議題とします。会期については、午後1時30分より議会運営委員会が開催され協議がなされました。協議の結果はお手元に配布の議事日程のとおりです。本臨時会の会期については、議事日程のとおり本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定しました。

日程第3 議案第1号

○議長 日程第3 議案第1号、令和3年度阿武町一般会計補正予算（第7回）、について執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長（中野貴夫） それでは議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号、令和3年度阿武町一般会計補正予算（第7回）についてご説明いたします。今回の補正額は、予算総額に8,799万5千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を31億9,227万5千円とするものです。なお、歳入歳出予算補正につきましては、別冊補正予算書の第1表のとおりです。以上で説明を終わります。

○議長 続いて説明をお願いします。説明は8ページ、歳出からお願いします。3款民生費から、健康福祉課長。

○健康福祉課長 それでは8, 9ページの歳出から説明いたします。3款、民生費、1項、社会福祉費、11目、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費は8,140万円の新規計上です。これは、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々が、速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して1世帯あたり10万円の現金を給付するために必要な経費です。この支給対象世帯は、住民税非課税世帯と家計急変世帯となっています。具体的に申し上げますと、住民税非課税世帯とは令和3年12月10日において世帯全員が地方税法の規定により令和3年度分の住民税均等割が非課税または町条例で住民税均等割を免除されている世帯です。ただし、住民税均等割が課税されているものの扶養親族等のみで構成される世帯においては、支給要件を満たさないため対象とはなりません。なお、支給要件につきましては、住民税非課税世帯に支給要件確認書を送付し、支給対象者の属する世帯が住民税非課税が課税されているものの税法上の扶養親族等のみで構成されている世帯でないことの確認を行うこととしています。また、家計急変世帯とは、住民税課税世帯の内新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降申請時の属する月末までの家計が急変し同一の世帯に属する者全員が令和3年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯です。18節負担金補助及び交付金の8,140万円はこの給付金で、非課税世帯を760世帯、家計急変世帯を54世帯の合計814世帯への給付を見込んでおります。これは国の補助率10/10となっております。12目、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務費は、11目の給付事業に係る事務経費として655万5千円を新規計上するものです。1節、報酬、4節、共済費は会計年度任用職員の人件費3ヶ月分に係るものです。10節、需用費及び11節、役務費は支給対象者へ支給案内及び支給要件確認書を送付するための用紙代、封筒の印刷代、郵送費用と給付金の口座振替手数料

となっております。12節、委託料の546万5千円は行政システムに非課税世帯の抽出及び支給台帳の作成、支給要件確認書等の発行、口座データ作成等の機能を加えるためのシステムの改修費用となっております。13節使用料及び賃借料の3万円は複写機使用料です。これも国の補助率は10/10となっております。次に、歳入について説明します。補正予算書6,7ページをお願いします。14款、国庫支出金、1項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金は8,795万5千円の増額です。これは、4節、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費補助金で、給付金支給額に対する国庫補助金で8,140万円の新規計上、5節、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務費補助金の655万5千円は歳出で説明しました給付事業に係る事務経費に対する国庫補助金です。以上で説明を終わります。

○議長 以上で議案説明を終わります。ここでお諮りします。この議案第1号については、特別委員会に付託することなく直ちに審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 ご異議ないようですので、直ちに審議に入ります。それでは、ただ今の執行部の説明に対する質疑を行います。質疑はありませんか。はい、1番、米津高明君。

○1番 米津高明 今の説明で大体分かったんですが、特に非課税世帯には確認書が送られるということで漏れがあまりないと思うんですけど、非課税世帯じゃないコロナ禍で収入が減り非課税世帯の金額というか収入が同じになられた方には自己申告ということになると思うんですけど、これの周知、徹底はどういうふうにされていくのか、できるだけ漏れのないようにしていただきたいと思いますので、その辺の説明をよろしくお願いします。それと、相談窓口は健康福祉課と社会福祉協議会でよろしいでしょうか。

○議長 健康福祉課長。

○健康福祉課長 家計急変世帯への給付の周知ということでございますけども、何点か考えております。まず、2月号の広報あぶへ記事を掲載するという事で、こちらにつきましては、非課税世帯に対する給付金及び家計急変世帯への給付金ということで、どのような要件であるか、で、手続き等について記事を掲載することにしております。それと、この2月号だけでは、家計急変の場合9月末までがその申請期限になっていますので、それまでに急変された方についても対象となることから、それまでの間、8月までの間に再びこの広報の方で周知を図りたいと考えております。それから、防災行政無線でのお知らせ、それから町のホームページへの掲載、それからこの給付制度につきましてのチラシを作成して役場本庁、各支所、公民館へのチラシの設置、それから窓口として町の健康福祉課、それから社会福祉協議会と言われておりましたが、健康福祉課も社協も連携をしてこのチラシの設置とこの制度の窓口での周知を図っていきたいと思います。特に社会福祉協議会におかれましては、生活困窮の貸し付けの相談に行かれるということもございますので、連携をしっかりとって周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長 よろしいですか。はい、米津高明君。

○1番 米津高明 かなり2番目の世帯の方は書類がややこしいですね。ですから窓口で丁寧な説明、対応をしていただきたいと思いますので、それをお願いして質問を終わります。

○議長 他に質疑はありますか。他に質疑はないようですので、質疑を終わります。続いて討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長 討論なしと認め、これより採決に入ります。採決の方法は挙手により行います。お諮りします。議案第1号、令和3年度阿武町一般会計補正予算(第

7回)、について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上で、今期臨時会に付議されました案件は全て議了しました。これにて、令和4年第1回阿武町議会臨時会を閉会します。

全員ご起立をお願いします。一同礼。お疲れさまでした。

閉会 14時26分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長

阿武町議会議員

阿武町議会議員

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 市 原 旭

阿武町議会議員 米 津 高 明